

令和 6 年度

第 2 回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和 6 年 11 月 19 日（木） 18:30～20:30	
出席者	協議会委員	西内委員長，土居副委員長，廣井委員，山岡委員，利谷委員，堀委員，公文委員，溝渕委員
	健康福祉部	橋本部長，入木副部長，和田福祉事務所長
	基幹型地域 包括支援 センター	関田所長，宮川副所長，北村副所長，田部係長，三橋係長 谷脇主査補，藤崎主事，坂口主査補，山崎主査，浅野主査
	障がい福祉課	前田係長，岡添主任，坂本主査
	健康増進課	喜多係長，上甲主任
	家庭裁判所	杉本書記官（オブザーバー）
内容	協議事項 - 第 1 回審議会で審議した基本目標と数値目標について（再確認） - 意見交換会（四者会）で出た主な意見の共有 - 目標達成に向け意見交換会での主な意見を踏まえて設定した取組（案） - 第二期計画の本文（案） - 今後の計画のスケジュール（案） （事務局） 定刻となりましたので，令和 6 年度成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。本日はご多様の中，ご出席いただきまして，ありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます。基幹型地域包括支援センターの山崎と申します。 議事に入るまでの進行を務めますので，よろしくお願いいたします。欠席の連絡をいただいているところがあります。手をつなぐ育成会の田中様につきましては，欠席の連絡をいただいております。交通状況の関係で介護福祉士会の利谷さんからも少し遅れるとの連絡をいただいているところです。オブザーバーとして，高知家庭裁判所の杉本様にご参加いただいております。 この審議会は情報公開の対象となっておりますので，議事録を作成する関係上，ご発言の際にはまずお名前をおっしゃっていただきました後，ご発言をお願いいたします。それでは	

ここからは西内委員長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。会長よろしくお願ひ致します。

<西内委員長>

こんばんは。遅い時間にも関わらず、参集していただきましてありがとうございます。そしたら次第に沿って進めさせていただきます。今日の議題は第二期高知市成年後見制度利用促進基本計画の取組についてということで1から5番まであります。

まず、(1)の第1回審議会で審議した基本目標と数値目標について、それから(2)意見交換会四者会で出た主な意見の共有。(3)目標達成に向け、意見交換会での主な意見を踏まえた設定した取り組み案ということで、(1)から(3)については、関連する議題になっておりますので、まとめて説明いただいた上で、委員の皆様から意見をいただこうと思っております。

そうしましたら(1)～(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

<基幹型地域包括支援センター浅野>

いつもお世話になってます。基幹型地域包括支援センターの浅野です。座って説明をさせていただきます。

まず皆様のお手元にあります。別添1と書かれた資料をご覧ください。こちらですけれども、前回の審議会で少し時間が押したところもありましたが、審議をさせてもらった内容となっております。基本目標が5つありまして、それに向けた数値目標を設定させてもらったものとなっております。

今回はこの数値目標を達成するために、具体的にどのような取組をしていくかというところをご説明させていただきたいと思っております。

次に別添2の資料をご覧ください。この資料は事前にご送ることができなかったですけれども、意見交換会を行った時の主な意見を示させてもらった資料となっております。1回目の審議会が終わった後に皆様にも参加をしていただきました意見交換会を7月に行わせてもらいました。その時に出た主な意見となっております。少し説明をさせていただきますが、1つ目の成年後見制度の普及促進のところが出た意見としては、成年後見制度が市民に知られていないというご意見であるとか、成年後見制度を正しく説明できる支援者がいない、各専門職団体が普及啓発をしても人が集まらない、行政と専門職団体の共催によって内容の充実と集客の増加が得られるのではないかなというご意見が出ておりました。

2つ目の成年後見制度の利用支援のところでは、市長申し立てによる成年後見制度の利用件数が増加をしていることが課題ではないかというご意見や後見人等の報酬助成が市長申し立てによるもののみとなっている。適切な後見人を調整することが難しいというご意見がありました。

後見人等の支援のところでは支援が困難なケースをどこに相談すればいいかわからな

い。支援が困難なケースは後見人だけの対応は難しい。支援が困難なケースについて相談し合える場がないというようなご意見が出ておりました。意思決定支援のところでは、死後のことを絡めて普及啓発すると、成年後見制度の関心を持ってもらえるかもしれないというご意見や意思表示がないと、終末期の方の意思決定や納骨などに困るというようなご意見がございました。

次に別添3を見ていただきたいですけれども、こういった1回目の審議会を経て、意見交換会を行わせてもらい、作成したものがこの別添3の資料となっております。左の方は先ほど説明させてもらいました。基本目標や各年度の目標意見交換会に出た主な意見を書かさせてもらっておりまして、右の方に具体的にこの数値目標を達成するために取り組んでいく内容となっております。

別添3の資料の中で新規とか拡充というものが出てきますけれども、それは右の上の方に注意書きを書かさせてもらっておりますが、新規とかいてあるほうには第一期の計画の中には出ていない新たな取組のことを指しております。拡充のところでは、第一期の計画には搭載はしていますが、内容を拡充して行うものを拡充というふうに表記させていただいております。また、この誰がと書いてあるところに基幹や中核と略して書いています。それは1枚めくって、2ページ目の左下の方にどういう方々を指すのかというところを記載してさせてもらっておりますので、またご覧になっていただけたらと思います。

まず1つ目の成年後見制度の普及促進のところですが、ここは各課に分かれて、今後取り組んでいくように考えております。

基幹型地域包括支援センターが行うこととしては、市民向けの普及啓発としていきいき百歳体操や民生委員の協議会などの地域の中にあるような活動の場等を利用して、普及啓発をしていきたいと考えております。また、あかるいまちや、ホームページ、LINEなど様々な情報発信ができるようなツールがありますので、それを使って、市民の方々に情報を届けていきたいと考えております。市民向けの啓発も行いつつ、また、支援者向けの普及啓発も行っていきたいと考えております。そのために成年後見制度の支援者向けの研修会を年1回行ったり、ケアマネジャーへの学習会を開催したいと思っております。

次に障がい福祉課の取り組みとして、市民向けの普及啓発では、療育手帳交付時に成年後見制度のチラシを配布するように考えております。支援者向けの普及啓発の方では研修会の開催を年1回行うこととしております。

次に健康増進課の取り組みですが、こちらの市民向けの啓発としては、家族連合会で家族を対象にした普及啓発を行う、精神科病院の方で、障がい者を対象にした普及啓発を行っていきます。

また、3つ目として精神障害者保健福祉手帳の発行に合わせて成年後見制度を説明するしおりを発送して普及啓発をしていこうと考えております。支援者向けの普及啓発の方では、こちらも障がいの方と合わせて研修会の開催を行ったり、精神科病院の職員の方に向けた普及啓発を行っていこうと考えております。

次に多職種による普及啓発の連携支援ですけれども、こちらは中核機関に行ってもらいますが、より効率的に効果的に普及啓発を行っていくために、専門職の団体や家庭裁判所と行政が連携をして、普及啓発を行っていきたいと考えております。

成年後見制度の普及啓発のツールの作成も合わせて行っていきたいと思っております。

次に多職種が連携した普及啓発のところですが、意見交換会の中でも専門職だけではなく普及啓発を行っても集客が難しいというご意見もあったので、専門職や家庭裁判所、行政がそれぞれの強みを生かして、効率的に普及啓発が行われるように、例えばセミナー、相談会、研修会等を開いて普及啓発をしていきたいと考えております。

次に（２）の成年後見制度の利用支援のところですが、こちらでは円滑な市長申立ての実施を今後も継続して行っていきたいと考えております。また、報酬助成のことですけれども、こちらでも意見交換会の中でも意見が出ておりましたし、審議会の中でもよくご意見が出ていますところではありますが、経済的に困難な状況にある方に対して、後見人の報酬助成を行っていきたいと思っております。ただ、今は市長申立ての案件のみ報酬助成の対象となっておりますので、そこは国の動向を見ながら、成年後見制度の利用支援の検討をしていきたいと思っております。

次に受任調整会議の開催のところですが、こちらでも意見交換会の中で適切な後見人を調整することが難しいというご意見なんかもありましたので、中核機関が中心となって、受任調整会議の開催をし、ご本人さんにとって適切な方を候補者として選任ができるようにしていきたいと考えております。それに当たって、多職種の方々にも参加をしていただいて、受任調整会議でご意見をいただきたいと考えております。

次に受任調整の支援ですけれども、ここは先ほどご説明した中核機関が開催する受任調整会議に、例えば市長申立てによる案件で、何かこう複合的な課題が抱えている事例とかがあって受任調整に困っているものなのかがあったら、この受任調整会議に事例を提出をして、受任調整会議を開いて行きたいと思っております。ここでは支援者の方々や専門職の方々にも参加をしていただいて、その方に合った候補者を一緒に協議をしていきたいと思っております。

次に新たな担い手の参画ですけれども、ここでも意見交換会の中でもご意見がありました。後見人の人材不足というようなご意見もありました。そこでなかなか今市民後見人の活躍の場がなかなかないといったようなところが課題となっておりますので、そのために、市民後見人の活躍の機会を創出するための協議や検討を行っていきたいと思っておりますし、市民後見人の方の育成の研修の開催をしていきたいと思っております。

次に２ページ目をお願いします。

３番の包括的な相談支援体制の充実についてですが、こちらは相談窓口の周知を図っていきたいと考えておまして、各課に分かれた相談窓口の周知目標を立てて具体的な施策を考えております。

１つ目の成年後見制度の周知と合わせて相談窓口の周知も行っていくようになるので、こ

の内容としては大体同じにはなっていますが、障がい福祉課の方の②のところ、特別支援学校の進路相談会で相談窓口の周知をするというのが一つの成年後見制度の普及啓発のところにはない部分となっております。

次に総合相談支援体制の整備のところですが、こちらは中核機関が行うこととして、市民や後見人とか権利擁護支援チーム、関係機関などからの相談に対してと、専門的な知見から助言や支援を行ってもらいます。具体的には個別相談の対応であったりとか、関係機関からの相談対応、専門職アドバイザーによる助言等を考えております。

ここで一つ拡充になっていることが消費者センターとの連携です。もともと連携していることもありますが、消費者センターの方との連携を強化し、消費者被害に遭われている方々にも支援ができるようにしていきたいと考えております。

多職種との連携強化のところですが、こちらは権利擁護支援が必要な人を適切に必要な支援をつなげるために、福祉・行政・法律専門職等に司法を加えた多様な分野の主体が連携する地域連携ネットワーク協議会を開催していきたいと考えております。

次に各機関による権利擁護支援のところですが、それぞれの機関で、個別に支援をしていたり、新たに消費者センターと連携することで、権利擁護支援に関する支援の必要な方の早期発見に努めて制度の利用を含めた速やかな支援ができるようにしていきたいと考えておりますので、こちらも消費者センターとの連携を今後行いながら支援につなげられるようにしていきたいと考えております。

次に4番の権利擁護支援チームの自立支援のところですが、こちらは後見人の支援として中核機関が中心となっていくことです。後見業務を行っている後見人の状況を把握して後見業務が困難になっているものがあれば、その支援、助言ができるような体制を取っていききたいと考えております。

具体的には後見業務の情報共有が可能な後見人さんに、アンケートの調査を行わせていただいて、何か今お困りなことがないかっていう内容のものを送り、そこでお返事があれば、支援ができるようにしていきたいと考えております。

次に困難事例の支援方法の協議のところですが、こちらは複合的な課題を抱えているケースが大変多くなってきておりますので、そこに対応ができるような体制を取っていききたいと考えています。今本市の方で包括的な相談体制を取るために、重層的支援者会議というものを開催しておりまして、そこで困難な事例については、上げていくようにして、支援方法を検討できるようにしていきたいと考えております。この重層的支援者会議なんですけれども、複合的な課題をよく抱えているケースがたくさん見受けられると思うんですけど、それを一つの課のみで解決するのではなくて、他課にまたがって一緒に考えていくような会議のことでして、そちらを活用して支援方法を検討していきたいと考えております。

次に多職種による権利擁護支援チームの支援についてですが、ここはそれぞれの機関だけでは支援が困難な事例について、中核機関が中心となって専門職団体や支援者等の多様な主体が連携し、支援する権利擁護支援チーム形成を進めていきたいと思っております。

また、その中でも中核機関だけでは解決ができないようなものがありましたら、地域連携ネットワーク協議会の方でその事例を出して、支援方法を検討していきたいと考えておりますので、専門職の方々や支援者の方々にはこの会に参加をしてもらい、助言・支援方法を一緒に検討していただけたらと考えております。

次に 5 番目の意思決定支援の普及促進のところでは、基幹型地域包括支援センターとして、この意思決定について市民向けの普及啓発を行っていきたいと考えております。こちらでも成年後見制度の普及促進と同じような場を活用して意思決定支援の普及促進に努めたいと思います。高齢の分野であれば、いきいき百歳体操とか、地域の中で行っている活動の場を利用させていただいて、普及啓発をしていきたいと考えております。他にもあかるいいまち、ホームページとかLINEがありますので、こちらも同じように普及啓発をしていきたいと考えております。

次に中核機関が行う意思決定支援の取り組みとしては、支援者と市民と支援者向けの普及啓発を行っていきたいと考えております。これは具体的には意思決定支援の研修を開催して周知をしていただいきたいと考えております。

次に障がい福祉課と健康増進課が行うことは支援者向けの普及啓発です。障がいなどによって、権利擁護支援が必要な時に支援者が本人の意思を尊重した支援ができるような支援者に向けて意思決定支援の重要性や意思決定の支援の方法の啓発ができるように研修会の開催を1回行うように考えております。以上が別添3の資料の説明です。

<西内委員長>

ありがとうございます。第1回目の審議会で皆様からいただいた意見とそれから四社会での意見交換会で出た意見をもとに修正をして提案してもらっています。

部署ごとに何をするかということ、それから第1回目の審議会と意見交換会も踏まえて、内容が少し追加になってるところがあります。説明を聞いていただいて、委員の皆様改めて聞きたいところや他にも質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか？

順番に行った方がいいですかね。別添1と2はいいかと思いますが、別添3の(1)の成年後見制度の普及促進というところまず見ていただいて、質問がありましたらお願いします。

溝渕さんは支援者向けの啓発のところでは施設の職員向けの啓発をやった方がいいんじゃないかというご意見だったところですけど、このあたりどうでしょうか。やってみないとわからないところもありますけれども。

<溝渕委員>

社会福祉士会の溝渕です。その件ですけれども、施設の職員さん向けにももちろんしていただいたら、施設に入所した状況になって、だんだん長いこと、施設にいと先に身元引受人さんが亡くなっていってしまうということもたくさんあるかと思うのですが、そのためにも

施設職員さんにも分かっていただいていたらというふうには思います。ただ、どこまでその施設職員さんに普及啓発ができるか、どういうふうなやり方でできるかっていうところで、なかなかお忙しいというところもありますが、年1回ぐらいはちょっと集まる機会はお知らせしていただいたらいいのかなと思います。

<西内委員長>

ありがとうございます。そうですね。1回やっていただいて、またそのアンケートだったり、反応だったり踏まえてもう少しこういうふうにやってほしいっていう要望があれば、また検討していくということでやっていただければと思います。

公文さんが1回目の時に成年後見制度がわかりにくいので、中学生でもわかるような分かりやすい普及をとということでしたが、この件でなにかございますか。

<公文委員>

民生委員の公文と申します。

行政の方がつくる説明がどうしても難しくなりますので、一般的に言われてますのは、中学生が見て、分かるような内容がいいんじゃないかと。そういう意味で申し上げたんですが、周知を1回やって、それで終わりということではなくて、やっぱりその継続が非常に大事ななという気がします。それと若い方に見ていただくのであれば、いわゆるそのアニメチックのものもあると関心がある人や生徒さんも増えるかなというふうには思いますね。そこはいろいろ試してもらいながら検討していただければと思います。以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。いろんなこう情報のツールを使って拡充していくっていうところですね。分かりやすく伝わりやすさといったところで、アニメだったり、漫画だったりっていうのもあるかなというふうに思います。

計画にそのまま書くっていうのは難しいかもしれませんが、事務局の方でも、どういうふうにホームページとかLINEで発信していくかっていうところで、また検討いただければと思います。

他の委員の方もいかがでしょうか？山岡委員お願いします。

<山岡委員>

弁護士会の山岡でございます。詳細で非常に分かりやすい説明ありがとうございました。これに別に、あの、異論があるわけではなくて、ちょっと角度変えてというか、なかなか難しいことだと思うんですけど、つまるところ研修をして普及していこうと、特に掲示板とかの誰もが見るところに掲示していこうというのは非常に私もいいアイディアだなと思うんですけど、研修が非常に大きな柱になってるように見受けられます。私もよく社協さんの研

修会に出席させていただくことがあるんですけど、本当に僕より知識があるような市民後見人の方がもう一番前の席でめっちゃくちゃ聞いてくれていますけど、なかなかこちらがいかに関信をしても興味がなかったり、あまり自分に関係ないという意識の人には研修をしても来ないんですよね。私、この間郡部で成年後見制度の病院主催の研修をやりましたけど、それはもうこの人には絶対必要だというケアマネさん、看護師さんを無理やり引っ張ってきて、行いました。まあ、それぐらいただ受動的に待っていても当然来ませんので、どうやって呼び込んでくるかというのは、より具体的なアイデアが必要になるんじゃないかなと思います。

<基幹型地域包括支援センター関田>

基幹型包括支援センターの関田です。ご意見ありがとうございます。おっしゃられるように、来ていただきたい方とか、ご理解いただきたい方にいかに届けられるかということが重要であるとかのようないただいた意見をもとに検討していきたいと思いますし、また、連携した普及啓発のところではですね、そういったところも含めながら検討していきたいと考えていきたいと思います。

皆様からいただいた意見でちょっと難しい部分もあるかとは思いますが、そういうところも意識しながらですね。説明できたらと考えておりますので、改めてまたご協力よろしくお願いいたします。

<廣井委員>

行政書士会の廣井でございます。山岡先生のご意見に私も触発されたようなところがありますけれども、なかなか待っていても、来ないというようなあの点があるとすれば、アウトリーチ、まさにあの仕掛けていくというような視点、発想も必要ではないかと思いました。いわゆる後見制度を必要とされている方に一番最も近く接している方は、やっぱり地域の民生委員さんであったり、居宅支援事業所のケアマネさんであるとか。それから病院の医療連携室などが必要とする人を一番目にするという方々であると思います。そちらの方に積極的にアウトリーチをして、普及啓発していくように、これからは必要なのではないかと感じました。以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。

<基幹型地域包括支援センター関田>

基幹型地域包括支援センターの関田です。先ほどの施設の職員さん向けとか、利用者さん向けの話を一応いただいて、そういう企画もしていきたいと考えておりますが、開催する際にですね、初めての部分になりますので、様子見ながらの部分はあるかもしれませんが、そういったものなども考えていきながら、なかなかすぐには難しいかもしれませんが、

今後取り入れながらですね,進めていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

<西内委員長>

ありがとうございます。なかなかこう成年後見制度っていうのが,アンケートをみても,よく知らないとか,分からないっていう回答が多くなっているようになるので,これをどういうふうにこう身近な制度として理解してもらえるかというのが課題なのかと思います。

引き続き計画も作りつつ,実際にこういう声がありますよっていうのも委員の皆様とこの審議会を出していただければと思います。

そしたら続いて,(2)に行きましょ。成年後見制度の利用支援について,これも先ほど事務局から説明いただきましたけども,この部分について委員の皆様からご意見とかご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか?

行政書士会の廣井さんお願いします。

<廣井委員>。

この受任調整会議への多職種の参加っていうのがとてもこうユニークで,これからちょっと楽しみなのと私,個人的にも思ってるんですが,これは市長申立て案件に関して実施をするという理解でよろしかったでしょうか?

<基幹型地域包括支援センター宮川>

基幹型地域包括支援センターの宮川と申します。市長申立て案件だけではなく,各専門職団体の方で困難な事例を持たれてるようなものについては,こちらで一緒にお話することは可能と考えております。

<廣井委員>

頻度的にはどうなってくるんでしょうね。この年に何回とか。

<基幹型地域包括支援センター宮川>

基幹型地域包括支援センターの宮川です。あの,特に何回っていうふうに決めているわけではないですけども,実施するとすれば2ヶ月に1回程度というふうに考えております。

<廣井委員>

ありがとうございました。

<西内委員長>

他の委員の皆様いかがでしょうか。土居さん。

<土居副会長>

司法書士会の土居でございます。新たな担い手の参画のことなんですけど、本当に市民後見人さんの育成とか頑張ってくれてると思うんですけど。市民後見人さんが実際に担当してみて、ちょっと負担感が多すぎて、もういややっていう話になってないかと心配をします。

その時にはやっぱり複数後見になったり、サポートしながらやるという一つの方法というか、そういうことも考えながらやらないといけないのかなと思います。もう一つは専門家が後見人になるっていうのもあるんですけど。最近親族の中で、やはりしっかりした甥、姪がいればその人たちを中心に専門家がフォローしていくなり、また、専門家が全部受けるっていうスタンスではなくて、やっぱり親族を巻き込むような方向性っていうのもこれからはありかなというふうに思ってます。でないと人数が足りませんでしょう。で、普及するのは良いですけど、では実際に相談がきた時にどうやって具体的に成年後見業務やるのかということを見直す時期になってきたんかなっていう気はちょっと感じています。以上です。

<基幹型地域包括支援センター関田>

基幹型地域包括支援センターの関田です。ご意見ありがとうございます。おっしゃられるように、一人で必ず成年後見人になるということではなく、一定決まりであったりとかですね、ルールっていうものがありますので、それに、沿った形にはなろうかと思いますが、柔軟に対応できる部分があるのであればですね、そういったような形で複数であったりとか、内容による部分もあると思いますし、個々の事例による検討などによりできてないのかもしれないかもしれませんが、また検討を進めたいと考えております。またそれにあたっては裁判所等、関係機関等とも検討しながら進めたいと思ひ、その際はご意見といただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<西内委員長>

ありがとうございます。複数後見についても、それを踏まえて検討いただけるという回答だったかと思ひます。他の委員の方いかがでしょうか？山岡委員お願いします。

<山岡委員>

弁護士会の山岡でございます。すみません。成年後見制度の費用助成につきまして、後見人報酬助成を目指していくと、あの記載がありますけど、これ具体的にどういうものを想定しているかご説明お願いしていきます。

<基幹型地域包括支援センター関田>

なかなか現状ですね。助成に関する財源と言ひますか、お金の部分は難しいところがある

んですけれども、現在の国の方においてですね、成年後見制度の見直しが行われて、公開されている資料などを見ますと財源部門に関することが、委員会の意見なども出ておりまして、やはり安定的な運用できる財源の確保をということが出ておりました。そういった部分を検討に上がるといったものを見ておりますので、まだまだ検討の段階でですね、今後どんなふうに出てくるかっていうとこまで示されておられませんけれども、国の動向を見ながら内容を確認しつつ、対応していけるように期待しているところでございます。

<山岡委員>

ありがとうございます。

<溝渕委員>

社会福祉士会の溝渕です。この新たな担い手の参画についての、感想になりますが、先日、参加させていただいた会議で、専門職の後見人はもう本当に足りなくなっているというところで、あの専門職の後見人がまずは受けていて、落ち着いてきたら、あの市民後見人へというふうなお話がちょっと聞かれたので、こういう新たな担い手育成するっていうことは大事なことやなと思ったことでした。感想です。以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。他の委員の方々はいかがでしょうか。それでは2番は以上にしてしよう。続いて3番ですが、包括的な相談体制の充実ということですね。

まあ、これは（１）の制度の普及促進と重なっているところもありましたけども、委員の皆様いかがでしょうか？利谷さんどうぞ。

<利谷委員>

感想になるんですが、総合相談者に対して整備のところ、消費者センターとの連携をしていくってところではありましたが、認知症の方とかでもですね、ちょっと前だったら、訪問販売とか、電話でのその物を売られるとかですね。そういったことがあったかと思うんですけど、最近は結構皆さんスマートフォン持っていたりとかして、SNS、アプリであるとかでこれに課金したら、賞金がこんなにももらえるよとかですね。そういったものもあって、結局コンビニでチャージして、払ってしまうとかがあります。そういうことをこう繰り返し、注意してもなかなかこう制限ができないとか、そういうケースもあるので、どこまでこうカバーできるかは分からないんですけども、そういった場合に、消費者センターさんなどいろんなところが協力してくれて、支援していただけるっていうのはすごいありがたいかなというふうに、あの感想として思いました。以上です。

<西内委員長>

	ありがとうございます。 あの相談の窓口がこうより広くより市民の方にとっても身近なところで成年後見制度も踏まえた対応というところができるようになるのは望ましいかと思います。 他の委員の皆様いかがでしょうか？ 前回堀委員さんが低所得の方への支援について確かご意見というかあったように思いますけど、そのあたりどうでしょうか？ <堀委員> 精神保健福祉士協会の堀です。低所得の方の相談といっても、各部署にそれぞれお話をしていくみたいなことになるのでしょうか。例えば生活保護の方の場合であったりとか、そういうのはどんなふうになっていくんでしょう？このカテゴリーで分けて高齢者だったらとかそんな感じになっていくんでしょうか？ <基幹型地域包括支援センター関田> 基幹型地域包括支援センター関田です。生活保護の方というよりは、その方が例えば高齢者であれば高齢分野で支援、また、障がいであれば、障がいの分野でといったようになり、成年後見制度等への支援につながっていく場合もあると思います。 <健康福祉部入木副部長> 健康福祉部副部長入木と申します。補足になりますが、基本福祉事務所には、ケースワーカーがおりまして、生活面のいろんなご相談も受ける立場にありますので、例えばその金銭的な問題であるとか、判断能力の問題であるとかっていうことで、ケースワーカーが一旦は受け止めますけども、ケースワーカーが一人でですね、全ての問題を解決できるっていうところ、相談内容が多岐にわたる部分がありますので、複合的な課題があったり、解決が難しい場合がございます。その時にはこちらにもありますように重層的支援会議にて課題提起して、他機関と一緒に考えていくようになると思います。その後に、高齢者部門であれば、高齢者支援センターに、障がいの部門であれば、障がいの専門職が関わっていくことになると思います。以上です。 <西内委員長> そうです。ありがとうございます。大事なご質問だったかと思います。 どこからどう来てもという成年後見制度が必要っていうところであれば、そこにつながるような、あの相談体制を構築していただければというふうに思います。 他の委員の皆様いかがでしょうか。山岡委員お願いします。 <山岡委員>
--	---

弁護士会の山岡でございます。私の発言と同じような話になってしまうかもしれないかもしれませんが、非常に拡充した窓口をおかれることは賛成ではあるんですけど、よくありがちで、急務で何とかしなきゃいけないという、本当によくある例として、80代認知症の母と知的障がいのある50代の息子の2人暮らしですと、残念ながらこういう方たちって、いくら相談してきてくださいといっても絶対に来れないですし、そもそも情報が届かない、理解ができないんですよね。こういう場合にどうなるかというとなにか事件が起きました苦情が来ましたということで初めてここになって、今までどうしてたんだろうとで、この人たちなんとかしなきゃいけないということになります。まあ、必ず、行政の方たちが、すぐに発見して、しかるべき相談窓口につないでいくということで、初めて支援が開始になるようなところになったと思うんですけども、要はあの連携をそういう地域に残された人たちがいないように、民生委員さんとの繋がりも重視しながら、相談窓口に繋いでいくという方法も拡充をしなきゃいけないなとは思いますが。ありがとうございます。

<基幹型地域包括支援センター関田>

基幹型地域包括支援センター関田です。おっしゃられたように、本人さん自身が発信することは難しい場合っていうのはたくさんあります。例えば周りやご近所からご連絡いただくと、対応っていうのができるんですけど、なかなか本人さんからは難しいという場合がありますので、どのように対応していくかというのは課題と思いますが、一定訪問しての状況が確認も行ってるものなんかはありますし、また連携っていうところで、副部長の方からも話がありましたが、重層的支援会議があり、市役所内部で各課との連携ができますし、8050問題となると一つの課だけでは支援が難しいので、そういった協議できる場を設けておりますので、そういったものを活用しながらですね、成年後見制度等につなげていきながら支援していきたいと考えておりますし、つながる部分についてですね、民生委員さんにはですね、大変ご協力いただきながらですね。日々、対応させてもらっておりますので、強固に連携していただけたらというふうに考えておりますので、またよろしく願いいたします。

<山岡委員>

ありがとうございます。

<西内委員長>

ありがとうございます。今回の資料自体が部署ごとになってるんですけども、部署間でどうつながっていくかというところが、実際には課題になってくるかと思います。その辺また出てきた段階で、審議会になり協議会なり、協議会だと事例検討になるかもしれませんが。また検討できると思いますので、よろしく願いいたします。

他の委員の皆様いかがですか。廣井委員お願いします。

<廣井委員>

行政書士会の廣井です。民生委員さんの気づきから、地域包括に繋がって、私どもの方に相談になるというふうな、連携を日々させていただいております。ですから、先ほどの発言にもつながりますが、民生委員さんが、地域包括さんたちの制度に対する周知理解が、あの結局制度を必要とする人たちのために最も直結するのかなというお話も戻るんですけども、その連携体制がうまくいくと、スピーディーに必要な方が制度の利用に繋がると思いますので、この包括的な相談体制の整備ということはあの、ぜひ拡充を進めていただきたいと思います。以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。そうしましたら、3番は以上にしましょう。(4) 権利擁護支援チームの自立支援について、委員の皆様いかがでしょうか？第1回目のときに、あの利谷委員さんがチームにどうどうつながるかというか、つなぎ方みたいな質問があったかと思いますが、その辺いかがですか。

<利谷委員>

高知県介護福祉士会の利谷です。重層的支援会議の活用っていうとこで、ここを拡充ってなってるんですけど。やっぱりあの最近は本当に両親とも認知症でとか片方障がいがあるって、お子さんは小学生とか、そういうケースで、困っていますが、先ほども出たように、こうなかなか自らサインを出せないというケースもあって、私らはそこにこう気づいてってところだと思うんですけど、包括支援センターさんにつないでから、高知市の各関係機関につないでいただいたりとかしてですね、その方たちをどう具体的に支援していくかっていうところで、みんなで検討はできるというような、体制にはなっているかと思しますので、こういうものが広まっていけばですね、そういう方たちがこう困らないような。支援ができていけばいいんじゃないかなというふうに、感じます。以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。あの支援者の方もどういうふうに繋いだらいいかといいますか、重層的支援会議の方でも扱ってはいますけども、個々の支援者のレベルで権利擁護支援チームっていうところに関わっていくのか、あるいはそのメンバーになった時にどういうふうに行っていくのかっていうところが、やっていきながらでしか分からないところはあるんですけども課題がこう出てきましたら、また確認していく、あるいはその資料にもありますけども、地域連携ネット協議会の方で協議していくってことも可能かなというふうに思います。

他の委員の方いかがでしょうか。ここはよろしいですか。ありがとうございます。次は(5)ですけども、意思決定の普及促進についていかがでしょうか？溝渕さんお願いします。

<溝渕委員>

社会福祉士会の溝渕です。社会福祉士会の方では、意思決定支援に力を入れて今研修をやっております。そこで思うところがですね、やっぱり後見人をしているときに、意思決定っていうのがなかなか難しいです。支援者向け、市民向けと両方にですね、意思決定支援の研修をやっていただくのはいいかと思うんですけど。やっぱり意思決定をそういう方達にする場合に、専門職って本当にあの困ることがあると思うので、支援者向けに年1回とかって書いてますけど、もうちょっと回数を多くしてもらった方がいいんじゃないかなっていうふうには感じます。以上です。

<西内委員>

ありがとうございます。このあたりどうでしょうか。大事な意見だとは思いますが、今予定として増やす可能性もあるのかなのかお願いいたします。

<障がい福祉課岡添>

ご意見ありがとうございました。障がい福祉課の岡添です。

障がいの方で年1回と書いておりますが、大きく1回を予定しているところではあるんですが、今年度も障がいの事業者の方から虐待の講師依頼などが来ますので、その際にこうご説明に伺った際に、意思決定支援から始まるんだよ、みたいなところのお話の中で、意思決定についてもお話させていただいてますし、その今後そういう経済的な面からご本人の権利擁護やそういう支援を考えていかなきゃいけない時には中核機関っていうのがあってねっていうことも、啓発などもさせていただいてますので、多分1回以上は1回じゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

<溝渕委員>

ありがとうございました。

<西内委員長>

ありがとうございます。どうしてもこう支援者側に立つと、支援の必要性というか、この人にはこういうサービスが必要だからとか、こういう治療が必要だからっていうところになりがちなので、この審議会や成年後見制度や権利擁護支援を行っていくところでは本人がどうしたいか、どう考えているかっていうところを、支援者の方々にも理解してもらっていうところは、やっぱり地道な研修が必要かと思いますので。今、あの岡添さんがおっしゃってくれたように、ほかの研修の方と重なる部分もあるかと思いますので、その辺もいろんな形で研修をして、普及していただいたらというふうに思います。他の委員の方いかがでしょうか。

<土居委員>

司法書士会の土居です。意思決定の尊重と言いましょかね。判断能力が落ちる前にやはりその意思決定をしてほしいというふうに思いまして、本当にエンディングノートをですねぜひ使うような形でいろんなところの研修の時でも、そういう話を出していただいた方がいいのかなって思います。

あと、高知市さんの方でも、エンディングノートどこまでできていましたかね。今のところどんな感じですか？

<基幹型地域包括支援センター関田>

基幹型地域包括支援センター関田です。一応エンディングノートを作成しておりますので。活用しておりますけれども、見直しをかけながらですね、もうちょっとこれ使いやすいとかですねやりやすいものを作成しています。なかなかやっぱり場面とかもありますので、時間をとることができる研修であれば、より深くできるんですけども知ってもらうことや関心をもってもらうことも一つ重要だと思いますので、また見直しをかけながら来年以降変えていきたいなというふうには考えているところです。今ある分については、啓発を引き続き行っていくところです。

<土居委員>

はい、ありがとうございます。改定を重ねていただいて、めんどくさくないような、書きやすいようなものがないのではないかと非常に思うところです。

成年後見制度を使う段階になるまでに、やっぱりそういう形のその意思を確認していくっていうものがあればいいなというふうには思ってるところです。以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。そうですね。

市民の方にこう意思決定が伝わるようなエンディングノートもそうですね、そういう普及とか、実際に活用してもらうということが大事かなっていうふうに思います。ありがとうございます。他の委員の人もいかがでしょうか？廣井さんどうぞ。

<廣井委員>

行政書士会の廣井です。エンディングノートを作って施設の方にも持ち込んでいらっしゃる方がいました。お一人の方だったので、将来を案じて書かれたのかなと思って、それはとっても私も役に立っております。意思決定支援というところも大きいんですけども、この意見交換会では私も述べたように亡くなった時のことというのはなかなか面と向かってお尋ねしにくい部分でございまして、そういったことをそっとう書いていただいと、もうとっても、ありがたいようなところもあります。エンディングノートを念頭に置かれてい

る方々も結構多いと思うんですが、この配布方法っていかがでした？

＜基幹型地域包括支援センター田部＞

基幹型地域包括支援センター田部です。エンディングノートとか、想いを叶えるノートとか知っちゃいてノートっていうもの高知市で活用しておりますけれども、各地域包括がいきいき百歳体操の会場に行って、そういった活用の仕方を説明するっていうような講座を開いたということもありますし、個別の支援の中で、単身世帯の方なんかで、今後のことについて、記載をした方がいいというような個別事案については、個々に、お配りしたりっていうような形で配布をしております、今年度は各包括でも数値目標も設けて、できる限り市民の方に広く知っていただくということで、かなり配布部数も多くなっているような状況です。以上です。

＜廣井委員＞

ありがとうございました。

＜西内委員＞

ありがとうございます。土居さんどうぞ。

＜土居委員＞

エンディングノートはどこに行けばもらえますか。

＜基幹型地域包括支援センター田部＞

基幹型地域包括支援センターの田部です。各地域包括支援センターの方にあの置いております。あと、地域共生の方にもあのしっちゃいてノートを作成してますので、そういった関連で本庁の中でも一応あの配布のできる場所がありますので、本庁もしくはあの各地域の包括支援センター、基幹型の方に来ていただいたら、配布できるようになっております。

＜土居委員＞

ありがとうございます。

＜西内委員長＞

他の委員の皆様いかがでしょうか？ これを踏まえた本文が議題にありますので、また本文の中で今の細かいところについて、もう一つ聞きたいことがありましたら、また後でお願いしたいと思います。（１）から（３）の議題については以上にしたいと思います。続いて（４）ですけれども、第二期計画の本文案について事務局から説明をお願いいたします。

＜基幹型地域包括支援センター 浅野＞

基幹型地域包括支援センター浅野です。第二期計画の本文についてですけれども、別添4の方に4章と5章について具体的な施策の取り組みのところをですね先ほどの表に書かせてもらっていた取り組み内容を文章にしたものを書いております。また文章はご確認していただけたらと思うんですけれども、少し3ページの地域連携ネットワークのところについて説明をさせていただきたいと思います。

この地域連携ネットワークの構築については、第二期計画の方でも、地域連携ネットワークの方を構築をしていくようにというふうに計画の方でも書かれておりまして、一期の計画の方からも高知市のも作ってはいたんですけれども、そのイメージ図を書いたものがこの3ページの図になっております。権利擁護支援チームというものがありますが、ご本人さんと、後見人の方がおられて、後見人の方だけではなかなか支援が難しいことであつたりもあると思いますので、それぞれご本人さんに関わってくださってるご家族さんやケアマネジャーさん、病院とかいろんな関わっている機関があるかと思うんですけれども、そこチームを作ってご本人さんを支えるようなチーム形成をしていきたいと考えてます。取組の内容でも少し触れさせてもらったんですけど。後見人さんだけではなかなか難しいことや問題が起きてきたりとか、課題なんかも発生してきたりと思いますので、その時には中核機関などにもご相談をして、中核機関の方から専門的な助言や支援がこうできるような体制を整えたいと思ってます。

その中でも中核機関だけでは難しい問題であつたりとか、解決が難しいことがあれば協議会も活用して、様々な専門職の方々からご意見をいただきながら、その解決策をみんなで検討ができたらと考えております。協議会の方にもオブザーバーとして家庭裁判所にも参加もしていただけますので、一緒にご検討していただけたらと思ってますし、高知市としても、これも先ほど取り組みのところでも少しお話をさせてもらいましたが、何か困難な事例とか、複合的な課題を抱えているケースがあれば、重層的支援会議の方にかけて、支援方法を検討できるような体制を整えたいと思っております。

また、この左の方に丸で囲んであるところが受任調整会議のイメージを書かさせてもらっています。受任調整会議では後見人の候補者になかなか困る事例とかがあれば、受任調整会議を開催をしまして、後見業務をされている専門職の方々にも参加もしていただき、高知市と中核機関も参加して開催をしたいと思っております。場合によっては、ご本人さんを近くで支えておられるケアマネジャーさんとか、相談支援専門員などの方々にも参加もしていただいて、どの人がご本人さんにとって適切な後見人であるのかっていうのをこの受任調整会議で図り、ご助言いただいて、適切な方を候補者として選んでいきたいと考えております。

そんな形で、地域連携ネットワークというものを作って、ご本人さんの尊厳ある本人らしい生活が継続できるような体制を作っていきたいと考えております。

また、取り組みの先ほど述べた別添3の内容をあの大体書いたようなものを今回第4章5章で書いておりますので、また見ていただけたらと思っております。次回は第1章から第3

章のところで、第 6 章を本文として文章にしたものをまた皆様に提示できたらと思っております。 以上です。

<西内委員長>

ありがとうございます。今日は第 4 章、 5 章のところで資料を配布していただきました。第一期の計画の時よりは随分具体的になっています。先ほどの別添 3 の資料で細かく分けていたものを計画の本文、それから図表に落とし込んでいっているになっているかと思います。また、細かいところは次回まで見ていただいて、意見を出していただければと思いますけども、今ちょっと見ていただいて、先ほど説明がありましたように 3 ページの図とかちょっとここが違うんじゃないかとか、こうした方がいいのではとか、第 5 章の本文についても、先ほどの資料と見比べて、この辺どうなっているのかなどご質問とかあれば皆様からあれば質問していただければと思っております。

<基幹型地域包括支援センター浅野>

すみません追加で説明ですが、本文の 13 ページをご覧ください。こちらの方に専門職団体の普及啓発の取り組み状況ということで記載しているんですけども、こちらは意見交換会を行った時に、各専門職の方々から成年後見制度に関する普及啓発活動について情報提供いただいたものを載せさせていただいております。この計画を作成するに当たって、このようなほかの団体の方々がやられているところも、計画の方に載せたいと考えておりますので、専門職の方々参加していただいていると思うんですけども、間違いがないかとか、またこのような形で載せて大丈夫かどうかというところも、ご意見いただきたいです。よろしくをお願いします。

<西内委員長>

ありがとうございます。そうですね。意見交換会の時にどこの団体がどういう相談をやっているかっていうのが分かりづらいついていうのがあったかと思いますので、そこを今事務局の方で取りまとめていただきました。これで合ってるかどうかも含めましてですけども、委員の皆様からご意見をいただければと思います。今日の時点で気づいたというところで構いませんので、意見質問がありましたらお願い致します。廣井委員さん。

<廣井委員>

行政書士会の廣井です。司法書士会さんと社会福祉会さんの活動内容にですね遺言と成年後見制度についての講演会というのがあるんですが、これは司法書士会さんと社会福祉会が開催しており、行政書士会は入っておりませんので訂正でございます。

<西内委員長>

それぞれの司法書士会の社会福祉士会の活動，行政書士会，弁護士会，それぞれの活動を
確認してもらえればと思います。他の委員の方いかがでしょうか？山岡委員。

<山岡委員>

弁護士会の山岡でございます。成年後見制度自体が今根本的に変わろうとしているところ
です。そうすると、あのもう1から変わっちゃうと、今やろうとしてることはつまり無駄に
なってしまうと思うんですよね

今回この計画という改正にはおそらく間に合うだろうということで、もうあの改正につい
てのフォローというか、もう一切しないという理解で構わないですよね。

<基幹型地域包括支援センター関田>

はい。おっしゃるとおり、厚生労働省もそうですけれども、法務省の方でも見直しが行わ
れていましたように、民法の改正も含めてですね、大幅に改正させられるというところです。
改定の時期はですね、令和8年度ということになっておりまして、おそらく8年度の末にな
るのではないかと思います。現状どこで何が示されるっていうのが、分からないんですけれ
ども、おそらく8年度末に示されるであろうということは考えております。現状できること
であったり、啓発であったりとか、していただくことについてはですね、あのアンケートの
結果でもですね、知らない方が多いところで、形が変わるとしても、成年後見制度や支援の
必要性とかは重要かと考えておりますので、そういったところを中心にですね、作ってる部
分などあります。今年度も国のほうで中間検証がされるっていうことも言われております
が、その辺も詳しい情報が出てきておりませんので、現状次期改定の部分はですね、あんま
り反映されてないと言いますか、できないといったところになってるというところござい
ます。

<山岡委員>

ありがとうございます。おそらく成年後見制度自体の必要性であるとか、連携とか、そう
いったところは絶対変わらないと思いますので。ありがとうございます。

<西内委員長>

ありがとうございます。本年のスケジュールの説明していただこうと思っておりますの
で、今の現段階でどうしていくかっていうところで進めていただけたらと思います。

他の委員の方いかがでしょうか。堀委員さんお願い致します。

<堀委員>

権利擁護について、支援者向けの普及啓発はされるというふうに書いていますけど、本人
たちはこの市民向け普及啓発というところになるのか、ちょっと教えていただきたいですけ

ど。なかなかこの障がいの方は制度であったり、いろいろ権利擁護に対してあまりこう相談もないっていうのは本人たちにもこう意思の疎通っていうのはなかなかできてないのかなと。やっぱり時間をかけて丁寧になっていく必要があるのかなと思いますね。エンディングノートが一つの形だと思うんですが、高齢者向けでは書かれているけれども、例えば障がい福祉課であったり、健康増進課であったり、もし機会があれば、そういうところでもやっていただけたらするといいのかなと思いました。まだ高齢ではないけれども、一人暮らしで、やっぱりこれからのことをずっと考えて不安だっている方も結構いらっしゃるので、高齢者だけでなく、障がい者にも目を向けるといいのかなと思いました。

<西内委員長>

今のところについて障がい者向けだったり、それ以外の方というところで、権利擁護支援のところはいかがでしょうか？これは障がい福祉課でいいでしょうか。

<障がい福祉課 岡添>

障がい福祉課の岡添です。ご意見ありがとうございます。私も先ほど聞きながら、障がい福祉課の窓口にもエンディングノートいるなと思いながら聞かせていただきました。障がい福祉課では身体障がいの方も対象にしていますし、やはりその方たちもこれからこう年を重ねていく中で、ご自身のこれからの考えられているというところありますので、そういう方たちがこう手に取れるような場所に今後あの基幹型の方から力いただければ、窓口に設置していきたいなと思っております。ご意見ありがとうございます。ありがとうございます。

<西内委員長>

大事なところかと思いますが、前向きに検討をいただければと思います。他の委員の方いかがでしょうか。よろしいですか。またちょっと見ていただいて、こういうところをもう少し詳しく、書いたらどうかとか、グラフや表が見つらいんじゃないかとか、ありましたら。気づいたところを次回でもいいですし、それまでにもう1回意見を出していただければと思います。

<山岡委員>

弁護士会の山岡です。留意点なんですけど。13 ページのところで、法テラスが行っているものとして、ひまわりあんしん事業もありますけれども。これすいません、相談者の方が電話をして弁護士会につないだら、すぐにその担当の弁護士さんからその方にお電話かかってきますよという制度ですので、予約制というわけではないと僕の中での認識です。申し込み制というぐらいで、誰でも無料でいつでも相談できますよということなので予約制ではないということです。

<西内委員長>

表現については事務局で検討いただいて、提案をいただければと思います。他の委員の方がいかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと見ていただいて A3 の資料の方と見比べていただいたらと思います。なにかご意見あれば、またお願いします。

続いて（５）ですけれども、今後の計画のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

<地域包括支援センター浅野>

今後の計画のスケジュールのことですけれども、別添５をご覧ください。本日の審議会でいただいたご意見を検討させていただいて、計画の方を修正をしまして、次回は第１章から第６章までの方の本文全てお見せできるようにして、３回目の審議会を１２月１９日に行いたいと思っております。そこで、計画の審議をしていただいた後に１月９日からパブリックコメントを行います。期限は２月６日までとしておりますので、その後またパブリックコメントへの回答を行って、そこでも計画の修正があれば修正をさせていただいて、最後３月の１４日から２１日の間のどこかでまた予定の調整はこちらからさせていただきますが、その時に４回目の審議会を行わさせていただいて、計画が完成するという形になりますので、よろしくをお願いいたします。

<西内委員長>

ありがとうございます。そのスケジュールについて、何かご質問とかご意見ありますでしょうか？よろしいですか？審議会としてはあと２回ですが、１月にパブリックコメントをいたしますので、次回１２月１９日に審議会としての計画の案を確認いただくということになります。今日お配りした本文等もまた見ていただいて、最終案として意見出していただいて、パブリックコメントを行います。それを踏まえて３月にもう１回審議会を行うという予定で取組んでいただければと思います。ありがとうございます。そうしましたら、予定されていたものは以上になりますけれども、委員の皆様からこれ以外何かありますか。それでは以上をもちまして、令和６年度の第２回、成年後見制度利用促進審議会を終わりたいと思います。皆様活発なご意見をいただきまして、ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局におかえしいたします。

<基幹型地域包括支援センター山崎>

委員の皆様、本日は活発なご審議をありがとうございました。以上もちまして、令和６年度第２回成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。次回３回目は１２月１９日にまたこのあんしんセンターで行う予定をしています。また３回目は審議会終了後、協議会を開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

	【終了】